

四街道市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

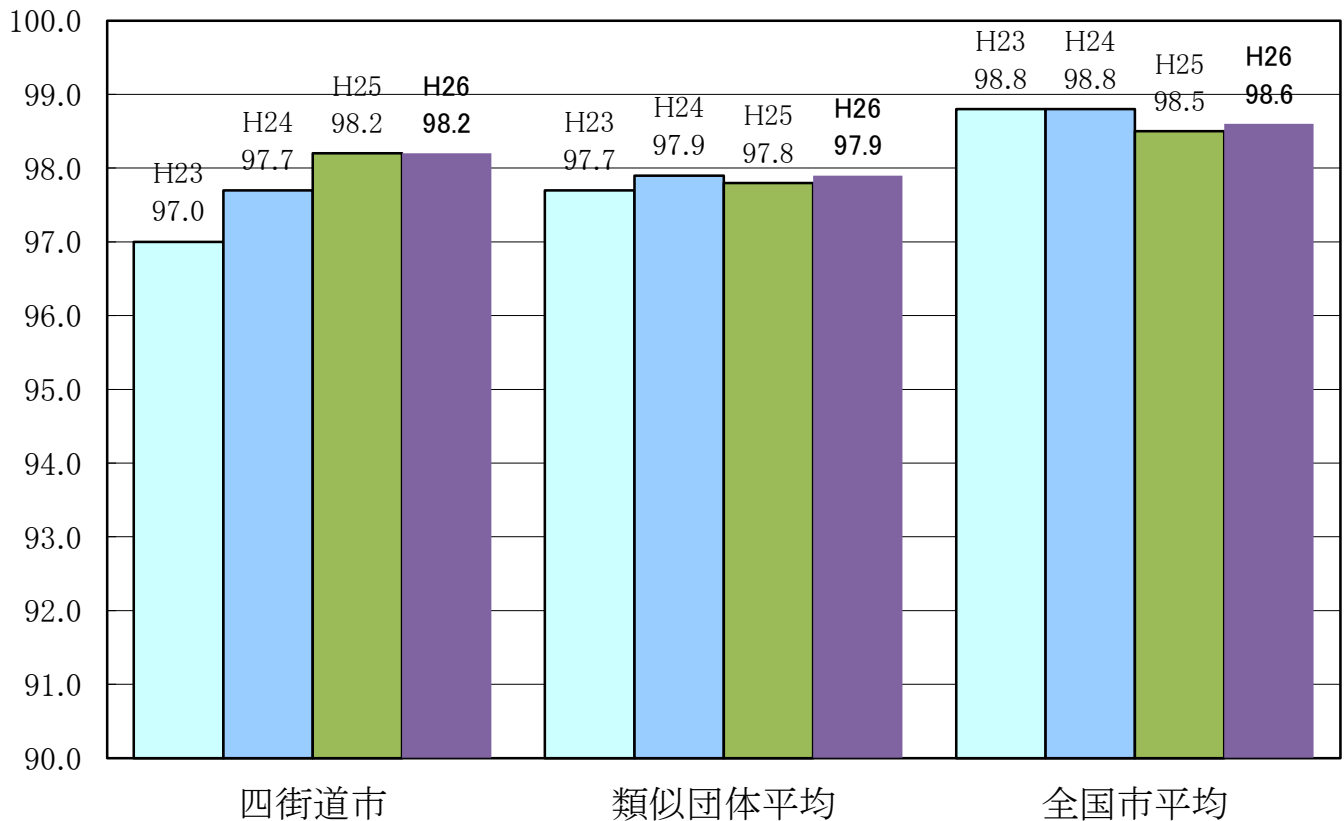
区 分	住民基本台帳人口 (25年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 90,651	千円 24,778,217	千円 1,191,437	千円 5,371,998	% 21.7	% 23.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 582	千円 2,276,681	千円 654,810	千円 881,035	千円 3,812,526	千円 6,551	千円 5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した数値。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ世代間の給与配分を適正化するため、給料表の水準を引下げ。
 改定率 行政職(1) 1級0.0% 2級△1.5% 3級△1.8% 4級△2.0% 5級△2.1% 6級△2.4% 7級△2.1% 8級△2.1%
 行政職(2) なし
 激変緩和のため、給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給する。

②地域手当の見直し

(支給割合)国基準10%に対し、四街道市においても8.5%を支給。
 (実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げる。(平成30年4月1日まで毎年0.5%。)
 平成28年4月1日:9.0%、平成29年4月1日:9.5%、平成30年4月1日:10%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
四街道市	44.0 歳	334,592 円	423,412 円	392,987 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円	381,714 円
国	43.5 歳	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
四街道市	53.1歳	10人	296,680円	347,860円	329,700円	-	-	-	-
うち用務員	52.0歳	5人	270,500円	304,300円	298,100円	用務員	54.3歳	199,300円	1.53
うち運転手	53.4歳	4人	318,200円	393,325円	359,425円	自家用自動車 運転手	58.8歳	208,500円	1.89
うち清掃員	*	1人	*円	*円	*円	廃棄物処理 業従業員	44.7歳	288,100円	*
千葉県	52.4歳	559人	322,163円	376,511円	355,842円	-	-	-	-
国	50.1歳	3,119人	287,992円	326,611円	326,611円	-	-	-	-
類似団体	49.7歳		316,350円	352,255円	336,838円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
四街道市	-	-	-
うち用務員	4,807,400円	2,747,000円	1.75
うち運転手	6,177,100円	2,648,200円	2.33
うち清掃員	*円	3,939,100円	*

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※職員数が1人の場合、個人情報保護の観点から*を表示しています。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
四街道市	45.8 歳	375,037 円	470,353 円
千葉県	42.4 歳	361,808 円	421,052 円
類似団体	40.1 歳	302,285 円	332,987 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		四街道市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	182,800 円	180,800 円	172,200円
	高校卒	148,200 円	146,200 円	140,100円
技能労務職	高校卒	150,600 円	143,500 円	—
	中学卒	141,100 円	130,700 円	—
教育職	大学卒	182,800 円	202,500 円	—
	高校卒	148,200 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数29年※
一般行政職	大学卒	260,383 円	356,527 円	392,550 円	406,143 円
	高校卒	208,900 円	299,667 円	324,575 円	369,550 円
技能労務職	高校卒	— 円	281,900 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

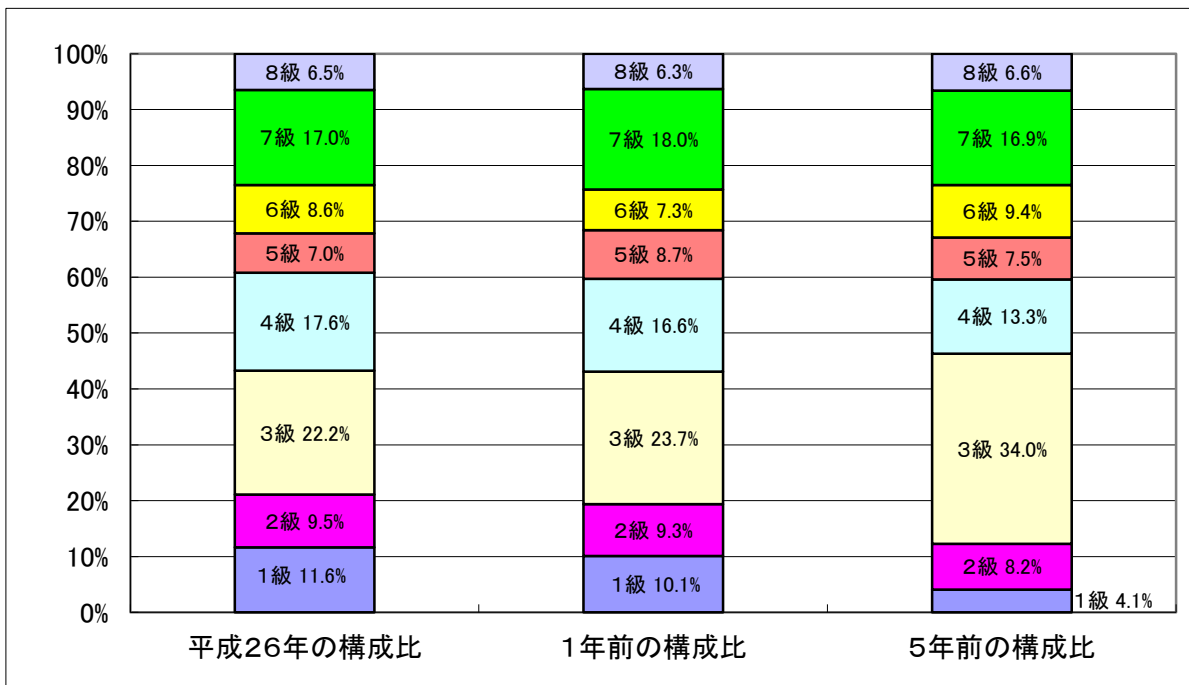
(注) ※経験年数30年の階層に該当する職員が3人未満のため、近似の階層を記載した。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	43 人	11.6%	143,800 円	244,900 円
2 級	主事、技師	35 人	9.5%	176,200 円	302,000 円
3 級	副主査、主任主事、主任技師	82 人	22.2%	219,100 円	354,700 円
4 級	主査補	65 人	17.6%	263,500 円	390,800 円
5 級	主査	26 人	7.0%	290,700 円	403,200 円
6 級	副主幹	32 人	8.6%	322,100 円	422,600 円
7 級	課長、主幹	63 人	17.0%	367,500 円	456,200 円
8 級	部長、次長、参事	24 人	6.5%	414,100 円	487,800 円

- (注) 1 四街道市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1年間の勤務状況等を5段階で評定しており、良好な勤務成績だった職員を4号給（55歳未満の給料表7級以上の者は3号給）昇給とし、特に勤務成績が良好であった職員は6号給以上、良好であると認められなかった職員については3号給以下（55歳未満の給料表7級以上の者は2号給以下）としています。

また、55歳以上の職員は良好な勤務成績では昇給停止とし、特に勤務成績が良好であった場合は1号給以上の昇給としています。ただし、当分の間、良好な勤務成績では1号給昇給、特に勤務成績が良好であった場合は2号給以上、良好であると認められなかった場合は昇給停止としています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

四街道市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,465 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,539 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

基準日(6月1日及び12月1日)以前6か月以内の勤務実績等を5段階で評定しており、支給期ごとに各成績区分に応じて勤勉手当の成績率を決定しています。また、各支給期の成績率は国に準じた支給割合としています。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

四街道市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	22,933 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		202,151 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		335,242 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市全域	8 %	606 人	10 %
地域手当補正後ラスパイレス指数		96.4	
(ラスパイレス指数)		(98.2)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	190,599 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	436 千円
支給実績（24年度決算）	181,563 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	413 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度実績)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円/人 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算 	同じ	—	64,260 千円	215,637 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家(家賃12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 持家 なし 	同じ	—	25,211 千円	319,122 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 電車、バスを利用する場合 定期券代などを全額支給 乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 3,000円～25,500円を支給 	異なる	交通機関：55,000円限度 乗用車など：使用距離に応じて2,000円～	41,343 千円	106,555 円
管理職手当	役職に応じ、41,600円～84,600円を支給(定額制)	異なる	官職に応じ6,640円～117,500円(定額制)	102,983 千円	581,823 円
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間に勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じた額を支給	同じ	—	28,420 千円	47,209 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命ぜられ勤務した全時間に対し、勤務1時間あたりの給与額に25/100を乗じた額を支給	同じ	—	7,364 千円	65,165 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	880,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 市 長	740,000	円	1,000,000 円 /	440,000 円	
報 酬	議 長	500,000	円	830,000 円 /	375,000 円	
	副 議 長	450,000	円	698,000 円 /	310,000 円	
	議 員	430,000	円	620,000 円 /	245,000 円	
期 末 手 当	市 長	(25年度支給割合)				
	副 市 長	3.90	月分			
	議 長	(25年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	3.90	月分			
退 職 手 当		(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	市 区 町 村 長	88万 × 在職月数 × 0.35		14,784,000円	任期毎	
	副 市 長	74万 × 在職月数 × 0.25		8,880,000円	任期毎	
	備 考					

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	7	7	0	人員の再配置による増
		総務	120	121	1	
		税務	30	29	△1	
		民生	109	113	4	
		衛生	50	51	1	
農林水産		10	10	0		
商工		2	2	0		
土木	57	57	0			
	計	385	390	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.02 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.52 人)	
	教育部門	72	67	△5	人員の再配置による減	
	消防部門	112	112	0		
	小 計	569	569	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.77 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.79 人)	
公 営 企 業 等 部 門	水道	17	16	△1		
	下水道	9	10	1		
	その他	28	28	0		
	小 計	54	54	0		
合 計		623	623	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.73 人	
		[733]	[733]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	11人	28人	49人	45人	55人	57人	76人	66人	67人	89人	79人	0人	622人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	380	373	374	378	385	390	10	(2.6)
教育	86	86	82	80	72	67	△19	(△22.1)
消防	109	109	109	109	112	112	3	(2.8)
普通会計	575	568	565	567	569	569	△6	(△1.0)
公営企業等会計	54	55	55	55	54	54	0	(0.0)
総合計	629	623	620	622	623	623	△6	(△1.0)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,375,634	千円 120,209	千円 110,291	% 8.0	% 9.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費12,708千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/ A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 18	千円 74,927	千円 18,113	千円 29,713	千円 122,753	千円 6,820	千円 6,551

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
四街道市	45.4 歳	371,272 円	585,289 円
市町村平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四街道市		四街道市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,651 千円		1,465 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

四街道市			四街道市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	22,933 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)			6,467 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			359,268 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市全域	8 %	18 人	8 %

エ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	2,810 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	255 千円
支給実績(24年度決算)	3,381 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	338 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円/人 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算 	同じ		1,566 千円	195,750 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家(家賃12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 持家(平成23年4月1日より廃止) 	同じ		313 千円	156,250 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 電車、バスを利用する場合 定期券代などを全額支給 乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 3,000円～25,500円を支給 	同じ		574 千円	57,446 円
管理職手当	役職に応じ、41,600円～84,600円を支給(定額制)	同じ		4,342 千円	620,321 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた場合 1回につき4,200円	同じ		2,041 千円	127,575 円